

高資本費対策対象事業の概況(平成25年度)

		全事業数	高資本費対策対象事業							
			事業数	事業割合	決算額(億円)	資本費単価(円) *4	使用料対象資本 費単価(円)*5	汚水維持管理費 単価(円)*6	条例上の使用料 平均(円・20m ³ / 月)*7	実質的な使用料 平均(円・20m ³ / 月)*8
処理区域内人口密度(人/ha)		A	B	C=B/A						
公共 下 水 道	100以上～	47	1	2.1%	0.3	140	86	81	2,575	3,378
	75～100	72	—	—	—	—	—	—	—	—
	50～75	202	22	10.9%	27.4	234	103	79	2,920	3,546
	25～50	602	231	38.4%	336.5	302	146	105	3,149	3,517
	25未満	265	135	50.9%	103.9	372	171	127	3,373	3,585
特定環境保全公共下水道 集落排水*1、浄化槽*2		2,395	891	37.2%	289	457	197	180	3,412	3,571
合 計*3		3,583	1,280	35.7%	757.4	338	155	122	3,351	3,542

- *1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと
- *2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと
- *3 流域下水道及び特定公共下水道を除く
- *4 資本費単価は汚水処理費及び公費負担対象経費を有収水量で除した値
- *5 使用料対象資本費単価は、使用料の対象となる汚水処理費を有収水量で除した値(流域下水道及び特定公共下水道を含む。)
- *6 汚水維持管理費単価＝汚水処理費(維持管理費)÷年間有収水量
- *7 条例上の使用料平均(20m³/月)とは、各事業の一般家庭における20m³あたりの使用料を単純平均して算定した値
- *8 実質的な使用料平均(20m³/月)とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用排水のみでなく業務用排水を含む)